

## 第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み



「秋の訪れ」（古賀の魅力再発見コンテスト）

## 第4章 環境像を実現するための体系的な取り組み

### 1 取り組みの体系

<環境像>

# 「未来に引き継ごう 人が自

<具体化のためのキーワード>

その1 郷土愛を育んでいくまち(自然の営みの保全と活用～次世代への財産の引き継ぎ) その2 恵みに感謝し、その3 人の環が自ら広がっていくまち(身近なところで楽しみ、古賀の魅力を発見する)

<環境目標>

(自然環境)

●人と自然との「共生」  
人と自然が共生するまちをめざします。

(生活環境)

●「快適」で「安全」な住環境の確保  
環境への負荷を減らし、快適で安全安心なまちをめざします。

(都市環境)

●緑・歴史・風景の「調和」  
緑や歴史、風景が調和したまちをめざします。

(地球環境)

●「低炭素」社会の構築  
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします。

(資源循環)

●「循環」型社会の構築  
ごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざします。

(環境意識と行動)

●「共働」の環の拡大  
自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします。

<取り組みの方向性>

A 保全方針・戦略の策定

B 森林の保全・農地の保全と活用(里地里山の保全)

C 人と自然とふれあう場の保全・創出

A 大気環境その他の保全

B 水環境の保全

A 都市景観の維持・形成

B 歴史・文化的景観の保全と活用

A 古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進

B 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進

A ごみの減量と資源化対策

A 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化

B 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進

C 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

D 環境教育の担い手の育成、活動の推進

\*:「基本的な取り組み」で示す★は、優先的に取り組む必要のあるものを示す。

<共働プロジェクト>

## ①大根川輝きプロジェクト

# 然<sup>た</sup>と愉<sup>わ</sup>しく共生する環<sup>わ</sup>のまち しが」

いのちを育む持続可能なまち(未来への責任～恩恵への感謝といのちの大切さ)

## <基本的な取り組み>

★A-① 生物多様性の保全に向けた体制の構築、A-② 自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定、A-③ 生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

★B-① 農地の保全と有効活用、B-② 森林・松林の適正な管理と保全、B-③ 農業者・団体の人材育成

C-① 薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用、C-② 自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

A-① 生活環境苦情などに対する適切な対応、A-② 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応、A-③ 自動車騒音の計画的な測定・監視

B-① 定期的な水質調査の実施、B-② 公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

A-① 景観まちづくりセミナーの実施、A-② 景観まちづくり教育プログラムの実施、A-③ 屋外広告物の管理、A-④ 公共空間景観形成ガイドラインの推進

B-① 指定文化財の適切な維持管理と有効活用

★A-① 再生可能エネルギー導入の推進、A-② 家庭でできる省エネルギー行動の効果検証、A-③ 事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

★B-① 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進、B-② グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進

★A-① 生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進(家庭系ごみ)、A-② 資源化率を上げるための分別品目の検討(家庭系ごみ)、A-③ ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供(事業系ごみ)、A-④ 資源化率向上のための取り組み(事業系ごみ)

★A-① 市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進、A-② 市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環

B-① 環境保全活動に関する情報発信の強化、B-② 市内の美化活動の推進

★C-① 環境教育プログラムの作成と活用、C-② 事業者向け環境教育の充実

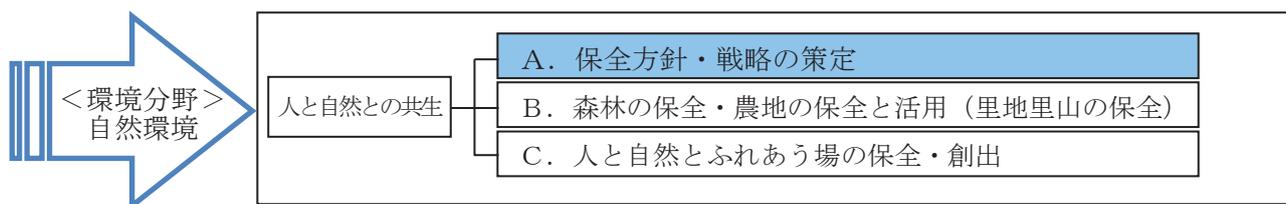
★D-① 古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成、D-② 環境保全に関する交流の場づくり

## ②環<sup>わ</sup>のまちプロジェクト



### 3 施策内容

(1) 環境目標 “人と自然との「共生」” —人と自然が共生するまちをめざします—



#### A. 保全方針・戦略の策定

<取り組みの方向性>

「A. 保全方針・戦略の策定」として、「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」を策定し、保全・活用に向けた仕組みづくりを行います。特に地域戦略の策定では、これまで古賀市で行ってきた自然環境の保全・活用に関する取り組みへの評価を行うとともに、今後のモニタリング・評価（調査を含む）を継続的に行うための体制づくりも検討します。また、これらの情報をもとに環境配慮指針の更新を行います。（第1部 第6章参照）

<基本的な取り組み>

#### ★A-①生物多様性の保全に向けた体制の構築

施策番号：A-①	担当：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>過去実施した自然環境調査(平成14～15年度)における研究会のメンバーを中心に、生物多様性の保全に向けた検討委員会を立ち上げます。既存の植生図などのデータを最大限活用しながら、古賀市の特性にあった調査方法を検討し、自然環境に関する不足データの収集やモニタリング・評価システムの構築など、市民をはじめ地域を巻き込んだ保全のための体制づくりの検討も併せて取り組みます。</p>		

#### A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定

施策番号：A-②	担当：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定に当たり、各分野毎にグループを形成し、データが不足している地域の自然環境調査を学識者をはじめボランティア団体など多様な主体による共働で実施します。</p> <p>生物調査や植生調査においては、小学生など若年層と取り組むことで、環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。</p> <p>また、古賀市に存在する重要な生物や植生の確認のため、分かりやすい指標を用いた調査を定期的実施します。</p>		

## A-③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

施策番号：A-③	担当課：環境課、 都市計画課	実施時期：後期
<p>施策内容</p> <p>宅地開発など古賀市の開発事業の際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すため、現行の環境配慮指針を見直し、土地対策指導要綱での協議内容や、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を考慮した環境整備を図るためのガイドラインを作成します。</p> <p>ガイドラインには、植生や生物の生息環境など、その地域の生物多様性の視点から、重要度に応じて求められる保全施策の方法とともに外来生物への対応なども考慮します。</p> <p>また、古賀市の環境の状況は変化していくため、A-②の推進にあわせ定期的なモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図り、環境配慮指針として整備します。（第1部 第6章参照）</p>		

### <古賀市の自然環境観察マップ ー動物編ー>

環境基本計画策定時の自然環境調査の結果を用いて平成17年度に作成した自然環境観察マップです。

学校などの教育現場で幅広く活用されています。

■裏面（一部抜粋）



### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
生物多様性の保全に向けた体制づくり	—	平成29年度	—
古賀市生物多様性地域戦略の策定	—	平成29年度	—
生物多様性の保全に向けたガイドラインの策定	—	平成30年度	—

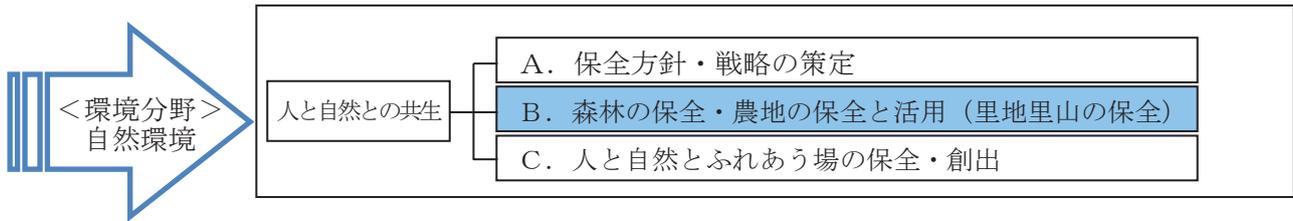
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査に、子どもとともに進んで参加します。
- ・自然環境に関する活動を行っている団体は、専門的知識を活かし、自然環境調査や自然観察会を企画するとともに、参加者への指導を行います。

#### 事業者

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- ・事業活動においては、「生物多様性の保全に向けたガイドライン」を遵守します。



B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）

<取り組みの方向性>

「B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）」として、松くい虫被害などで緊急の対応に必要な海岸の松林の保全、遊休農用地の活用と農業の担い手の確保につながる施策を展開します。

<基本的な取り組み>

★B-①農地の保全と有効活用

施策番号：B-①	担当課：農林振興課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。</p> <p>生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。</p> <p>また、耕作放棄地対策については、国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。</p>		

B-②森林・松林の適正な管理と保全

施策番号：B-②	担当課：農林振興課、都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。</p> <p>また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます。</p>		

B-③農業者・団体の人材育成

施策番号：B-③	担当課：農林振興課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>農業従事者の減少に歯止めをかけるため、各種補助金などの制度をはじめ、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農業協同組合と情報共有しながら、それぞれが保有する有効な支援策を提案し、育成していくことで、将来的には認定農業者としての農業経営が図れるよう支援を行います。</p>		



■人でにぎわう農産物等の直売所(コスモス広場)



■グリーンパーク内の育林行動

### <農家直売！軽トラ市>

平成24年度から始めた「農家直売！軽トラ市」は、農業者の思いが伝わる野菜を農業者自身が軽トラックを用いて販売し、さらに、販売時に調理方法や保存方法を消費者に提案することにより、古賀産農産物の販路拡大、地産地消の推進、女性農業者・認定農業者・若手農業者の生きがいづくり、また、農業者と消費者との交流を図ることを目的とし、年2回（7月・12月）開催しています。

平成25年7月は、トマト、きゅうり、ピーマン等の夏野菜や花、たまご、ブルーベリー、しいたけ、12月には、新米、みかん、イチゴ、大根、ニンジン、白菜、ブロッコリー、花など新鮮で美味しい古賀の自慢の農産物が集結しました。また、それらを加工した農産加工品やカレー、やきそば、おでん等の販売も行い、古賀市内外から来場された方々へ最高のおもてなしができました。

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
森林面積	1,120 h a	現状維持(平成35年度)	現況は平成24年度実績。目標は第4次マスタープランの値を採用。
コスモス広場の組合員数	200人	増加(平成35年度)	
市民農園数	3箇所	5箇所(平成35年度)	
認定農業者数	53人	66人(平成35年度)	

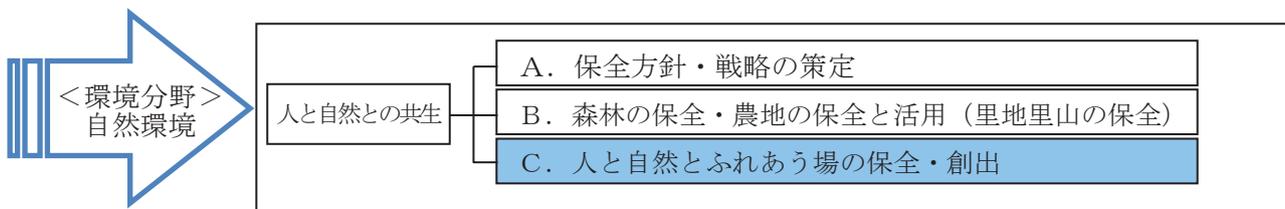
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・植樹や草刈りなどを行うボランティア活動に参加・協力します。
- ・古賀市で生産された農作物の積極的な購入に努めます。
- ・市民農園の活用や、自然観察、自然体験イベントなどを通して、農業に関する理解と関心を深めます。

#### 事業者

- ・間伐や下草刈りなど、森林の適正な維持管理を行います。
- ・体験型の講座などに積極的に協力します。



### C. 人と自然とふれあう場の保全・創出

#### <取り組みの方向性>

「C. 人と自然とふれあう場の保全・創出」では、既存のビオトープを活かした環境学習への展開や、河川整備や親水公園の整備における自然環境に配慮した施設整備をめざします。

#### <基本的な取り組み>

##### C-①薬王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

施策番号：C-①	担当課：環境課、都市計画課、 学校教育課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 薬王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTAとも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。		

##### C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

施策番号：C-②	担当課：環境課、建設課、 都市計画課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。また、ボランティア団体と連携した草刈りや、市民とのワークショップによる景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすとともに、環境学習の場としても活用していきます。		



■ビオトープの整備

## <大根川川づくりワークショップ>

### ■経緯

環境及び親水性の向上に配慮した水辺の保全、創出を進めるにあたり、市役所そばの大根川において、親水空間を整備することとなりました。

これを期に、今まで市民をはじめ、市民団体、行政（古賀市・福岡県）、九州大学等がそれぞれ別々に行っていた環境保全の取り組みを、共働で行っていただけるように、ワークショップを開催することとしました。

### ■これまでの取組

大根川の視察に始まり、大根川の災害・整備の歴史的背景の整理、検討箇所における諸条件の確認(河川の構造、都市計画上の位置づけなど)、生物調査や水質調査、模型を用いた整備イメージの検討、また、子どもたちと行う環境学習など多種多様な取組を実施してきました。



■パース図



■グループに分かれて検討中



■子ども版ワークショップ



■模型を囲んでの議論

## <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考(指標設定の考え方)
ビオトープを活かした取り組み数	2回	増加(平成35年度)	現況は平成24年度実績
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	47.8%(平成35年度)	市民アンケート調査の回答率を採用

## <目標達成に向けた取り組みの具体例>

### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

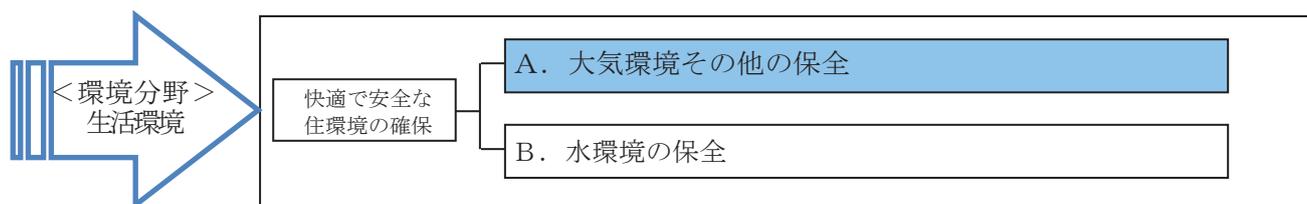
- ・ビオトープや公園など、市やボランティア団体などと協力して保全に努めます。
- ・自然環境に関する活動を行っている団体は、専門的知識を活かし、自然環境調査や自然観察会を企画するとともに、参加者への指導を行います。

### 事業者

- ・生物多様性の意義を理解し、市や民間団体の主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- ・事業活動においては、生物多様性の保全に向けたガイドラインを遵守します。

(2) 環境目標 “「健全」な生活基盤の確保”

－環境への負荷を減らし、健全で安全安心なまちをめざします－



A. 大気環境その他の保全

<取り組みの方向性>

「A. 大気環境その他の保全」では、騒音・振動・悪臭だけでなく、不法投棄や野焼き、近隣騒音などの生活環境苦情も経年的に発生しているため、迅速な現場対応と未然防止のための啓発に取り組みます。また、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)などについても、観測データの把握や市民への注意喚起など、適切な対応に努めます。

<基本的な取り組み>

A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>生活環境苦情に対しては現場確認など迅速な対応を行うとともに、必要に応じ立入検査を実施します。また、近年では、特に不法投棄や野焼き、近隣騒音など、一般家庭が当事者となる苦情が多くを占めているため、広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発に努めます。</p> <p>また、有害物質の流失による土壌汚染や水質事故などの対応は、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明を図ります。</p>		

A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

施策番号：A-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>古賀市近隣の、一般大気・自動車排出ガスの測定局では、近年、いずれの地点、測定項目においても、概ね環境基準を満たしておりますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の短期的評価においては基準超過が確認されており、全国的な傾向ではあるものの、健康被害が伴う可能性があるため、観測データの把握、庁内の体制の構築、市民への注意喚起など、適切な対応を行っていきます。</p>		

A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

施策番号：A-③	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視を計画的に実施します。対象路線は2車線以上の道路(市町村道については4車線以上)であり、古賀市では9路線が対象となっています。平成24年度から福岡県から権限委譲されており、5年間のローテーションで計画的な測定を実施します。</p>		



■不法投棄



■野焼き

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
生活環境苦情件数	73件	20%減少（平成35年度）	現況は平成24年度実績 目標は対平成24年度比
道路交通騒音の環境基準達成率	96%	100%（平成35年度）	現況は平成24年度実績
大気環境の保全に関する満足度	21%	50%（平成35年度）	市民アンケート調査の回答率を採用

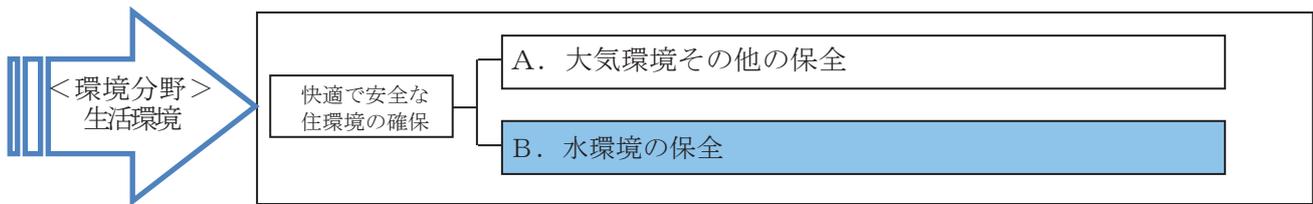
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・音響機器の使用やペットの泣き声など、近隣に迷惑をかけないように努めます。
- ・光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報に意識を向け、注意報発令時など状況に応じた行動に努めます。
- ・法律の基準に適合しない屋外焼却を行わないだけでなく、例外規定に該当する事案であっても周辺に迷惑がかからないよう努めます。

**事業者**

- ・施設や建設工事などで発生する騒音や振動が関係法令の規制値以下の場合であっても、周辺に迷惑がかからないよう努めます。
- ・公害防止機器の活用や施設の維持管理に努めます。
- ・法律の基準に適合しない屋外焼却を廃止するとともに、例外規定に該当する事案であっても周辺に迷惑がかからないよう努めます。



## B. 水環境の保全

### <取り組みの方向性>

「B. 水環境の保全」については、継続的な河川・海水域の水質調査を行い、水質の把握に努めます。排出源対策としては、古賀市全域の公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の整備を軸に、事業場排水の監視にも取り組みます。

### <基本的な取り組み>

#### B-①定期的な水質調査の実施

施策番号：B-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 古賀市の河川水質検査では、近年、いずれの観測点でも概ね環境基準を満たしておりますが、今後も引き続き、水質の把握に努めるため、水質調査を実施していきます。また、海水域についても、毎年定点監視を行うことで水質状況の経年的な把握に努めます。 地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を行っており、経年的に環境基準を満たしていますが、有事の際には、県と情報の共有を図り、適切に対応していく必要があります。		

#### B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

施策番号：B-②	担当課：下水道課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 古賀市全域において、公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業により水洗化の普及・促進を図ります。 薦野・米多比地区への継続した整備を実施しており、整備済区域における水洗化を促すため、奨励金制度の活用や説明会の実施など水洗化率の向上を図ります。未整備区域については、合併処理浄化槽設置に伴う補助金を交付し、水洗化を促します。 また、古賀水再生センター流入水の汚濁負荷を軽減するため、事業場における水質の把握、定期的な水質検査を実施します。		



■ 河川の水質測定



■ 水再生センター

### ＜古賀市の下水道計画＞

水環境を保全するには、水質汚濁の原因となる物質を公共用水域に出さないことが大切です。古賀市では生活排水処理のための施設として、公共下水道、農業集落排水の整備、浄化槽設置の推進を行ってきました。その結果、平成24年度現在で計画の94%の施設整備が完了しています。今後も汚水処理人口普及率の増加と施設の維持に努めていきます。



■古賀市公共下水道業認可計画図

### ＜指標と数値目標＞

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100%	100%(平成 35 年度)	現況は平成 24 年度実績。目標は古賀市生活排水処理基本計画。
汚水処理人口普及率	94%	100%(平成 37 年度)	

### ＜目標達成に向けた取り組みの具体例＞

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

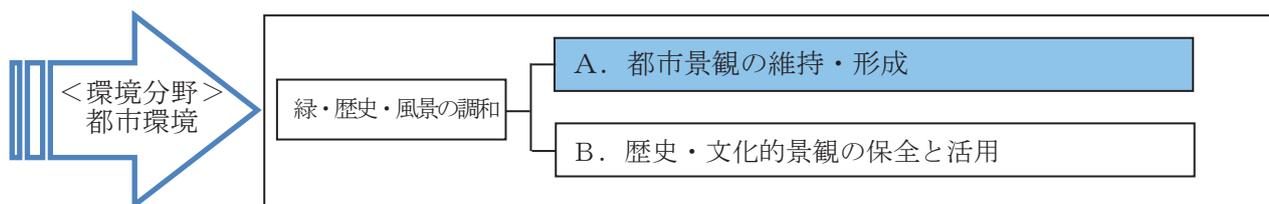
- ・ 日常生活に伴い、有害化学物質が発生しないよう適性に管理・処理します。
- ・ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により水洗化に努めます。

#### 事業者

- ・ 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- ・ 下水道や合併処理浄化槽などに係る設備を適正に維持管理し、油・異物などの流出を防止します。

(3) 環境目標 “緑・歴史・風景の「調和」”

ー緑や歴史、風景が調和したまちをめざしますー



A. 都市景観の維持・形成

<取り組みの方向性>

「A. 都市景観の維持・形成」では、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」に基づき、各種セミナーの開催や景観写真コンテスト、景観絵画コンテストを実施することで、市民の都市景観に対する意識高揚を図ります。また、まちなみ景観を損ねる違法広告物に対して、県条例に基づく適正な維持管理に努めるとともに、市民が簡易除去できるための体制づくりを行います。

<基本的な取り組み>

★A-①景観まちづくりセミナーの実施

施策番号：A-①	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりにかかわりの深いセミナーを定期的で開催します。長期的には、景観まちづくりに積極的に参画する人材の育成をめざします。</p>		

A-②景観まちづくり教育プログラムの実施

施策番号：A-②	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まちなみや自然の美しさなど、普段見落としている古賀市の魅力を再発見することをめざし、景観写真コンテストや景観絵画コンテストなどを開催することで、市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。</p>		

A-③屋外広告物の管理

施策番号：A-③	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まちなみ景観を損ねる無秩序な屋外広告物を、福岡県屋外広告物条例に基づいて適正に管理します。また、路上などの違反広告物を市民ボランティアで簡易除却できる「古賀市路上など違反広告物追放推進団体」を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持管理に努めます。</p>		

## A-④公共空間景観形成ガイドラインの推進

施策番号：A-④	担当課：都市計画課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 「道路」「公園・緑地」「水辺・河川」「公共建築物」などの公共空間において、古賀市の風土を踏まえた景観デザインとなるよう定めた「公共空間形成ガイドライン」の理解と協力を促します。		



■景観セミナー.



■不法看板撤去

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
セミナー参加延べ人数	440人	1,300人(平成30年度)	現況は平成25年度までの延べ人数を採用
コンテスト応募点数	100点	300点(平成27年度)	現況は平成25年度実績
古賀市路上など違反広告物追放推進団体登録数	4団体	8団体(平成28年度)	現況は平成24年度実績
公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	5件(平成30年度)	現況は平成24年度実績

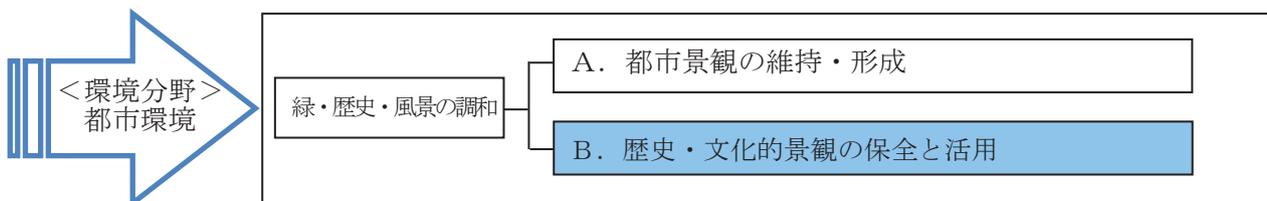
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・家庭における緑化活動や、清掃活動などの美化活動に参加します。
- ・景観まちづくりに関する活動やイベントへの積極的な参加に努めます。

#### 事業者

- ・施設周辺の緑化など景観に配慮した維持管理を行います。
- ・景観まちづくりに関する活動やイベントへの積極的な参加に努めます。



## B. 歴史・文化的景観の保全と活用

### <取り組みの方向性>

「B. 歴史・文化的景観の保全と活用」においては、古賀市の自然環境と密接に結び付き、重要な構成要素の一部になっている、遺跡・史跡や地域の文化財などの文化的遺産について、周辺の自然環境との一体的な保全・活用を図るため、継続した調査研究を行うとともに、市民が身近に親しめるための文化財めぐりの実施など、歴史的景観の保全と活用に努めます。

### <基本的な取り組み>

#### B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

施策番号：B-①	担当課：サンフレアこが	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>既に指定済の文化財についての適切な維持管理を推進するとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田淵遺跡」をはじめとする古賀市の文化財めぐりなどの開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進し、歴史的景観の保全に努めます。</p> <p>また、古賀市の「船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。</p>		



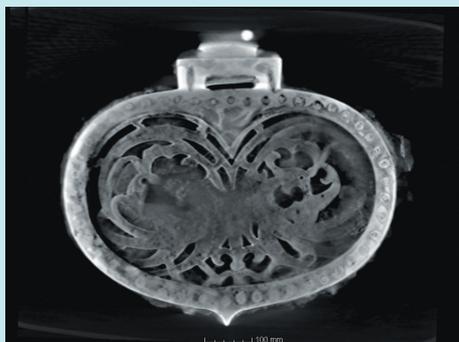
■みあけ史跡公園



■船原古墳群

### < 馬具 >

平成25年3月、谷山のほ場整備に伴う谷山北地区遺跡群の発掘調査（平成24年10月15日～）で古墳時代後期の馬具一式が埋蔵された土坑が発見され、4月21日には、発掘現場の一般公開を行いました。その後も続々と貴重な遺物が出土し、11月24日に九州考古学会総会内にて、これまでにない特徴を持った金銅製歩揺付飾金具（こんどうせいほうようつきかざりかなぐ）などのCTスキャナ画像が公開されました。取り上げ作業はほぼ終了し、遺物の解析作業が進められています



■金銅装心葉形杏葉馬具 CT 画像  
「提供 九州歴史資料館」



■歩揺付飾金具復元  
「提供 九州国立博物館」

### < 指標と数値目標 >

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
自然史・歴史講座の開催数	4回	増加(平成35年度)	—

### < 目標達成に向けた取り組みの具体例 >

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

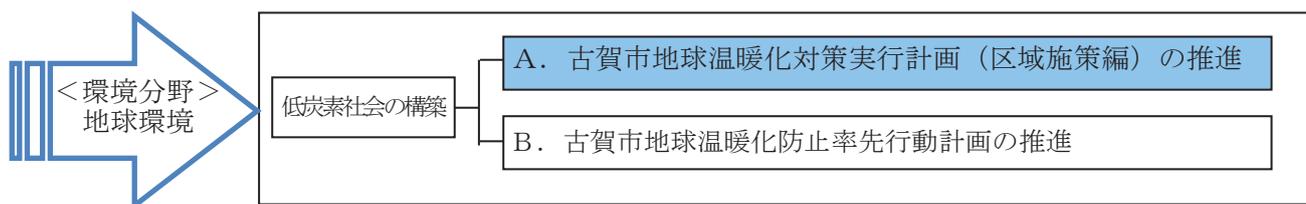
- ・地域にある歴史的・文化的財産に対するの価値を認識し、保全についての意識の高揚を図ります。
- ・古賀市の歴史的・文化的財産に関する講習会やイベントなどに積極的に参加します。

#### 事業者

- ・開発を行う際、歴史的・文化的財産について配慮して実施します。

(4) 環境目標 “「低炭素」社会の構築”

—省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入などを進め、地球温暖化対策を推進する低炭素型のまちをめざします—



A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

<取り組みの方向性>

「A. 古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進」として、古賀市全体で地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。また、再生可能エネルギーの導入や、市民・事業者の温室効果ガス削減の取り組みに対する奨励を実施していきます。

<基本的な取り組み>

★A-①再生可能エネルギー導入の推進

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期
<p>施策内容</p> <p>再生可能エネルギーの導入については、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、市の特性にあった設備やシステムを検討し、推進していきます。</p> <p>家庭への太陽光発電システム導入に係る設置費の助成など、再生可能エネルギーに対する補助については、国・県の動向を注視し、費用対効果などを考慮しながら実施していきます。</p>		

A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

施策番号：A-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>A-①の施策に伴い、太陽光発電システムの設置世帯を中心に「環境家計簿」や「うちエコ診断」による啓発を行うとともに、集計結果の公表や表彰など、今後の再生可能エネルギーの普及への啓発に活用します。また、「エコファミリー」への登録を促すことで電気やガス、水道使用量の節減など省エネルギー・省資源の取り組みを県と連携して推進していきます。</p>		

A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の促進

施策番号：A-③	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>事業者が自主的に環境保全への取り組みを継続して進めていくための仕組みとして、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。導入支援の内容として、手続きに関する情報の提供、人材育成のための研修会などの開催をはじめ、規格取得などに必要な費用の補助についても検討していきます。また、「うちエコ診断」の実施を促し、企業のエネルギー使用の現状把握を行うことで、効果的な施策の検討も併せて行います。</p>		

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千 t-CO <sub>2</sub> 100% （平成 21 年度） （2009 年）	386 千 t-CO <sub>2</sub> -3% （平成 35 年度） （2023 年）	区域施策編における目標値 （平成 21 年度比での削減率 で示す）
太陽光発電設備設置件数	1,055 件	増加（平成 35 年度）	現況は平成 24 年度実績
うちエコ診断受診世帯	0 世帯	500 世帯（平成 35 年度）	—
事業者のマネジメントシステム導入数	12 事業所	増加（平成 35 年度）	ISO14001・エコアクション 21 の導入数を採用（平成 24 年度実績）

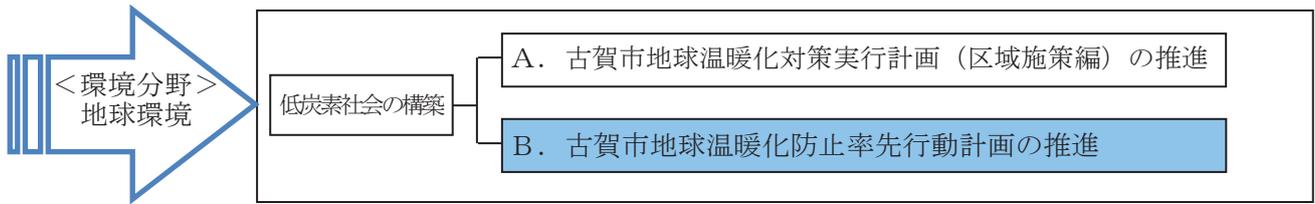
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・日常生活における省エネルギー行動の実践を行います。
- ・高効率なエネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用施設の導入を検討します。
- ・近場への移動は徒歩や自転車を利用し、公共交通機関を積極的に活用します。
- ・加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなど、エコドライブを行います。
- ・乗用車のエコカーへの買い換えを検討します。

事業者

- ・日常業務における省エネルギー行動の実践を行います。
- ・高効率なエネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用施設の導入を検討します。
- ・パソコンや複写機などの OA 機器をエネルギー効率の高いトップランナー適合機種に変更します。
- ・ノーマイカーデーを設定して近場への移動は徒歩や自転車を利用します。また、公共交通機関を利用します。
- ・加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなど、エコドライブを行います。
- ・乗用車のエコカーへの買い換えを検討します。
- ・物を運ぶときには、自家用トラックではなく、積載効率の高い営業用トラックを利用します。
- ・業務用の車両のエコカーへの買い換えを検討します。
- ・環境マネジメントシステムの導入を検討します。



## B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進

### <取り組みの方向性>

「B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」では、古賀市が行う具体的な施策として、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」に基づく、グリーン購入の推進や庁舎の省エネなど、様々な施策を推進していきます。

### <基本的な取り組み>

#### ★B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

施策番号：B-①	担当課：環境課、 財政課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 公共施設へ再生可能エネルギー導入を推進していきます。また、設備導入に当っては国や県などの各種補助制度を活用し、経費・社会性の面を考慮しながら適宜実施していきます。		

#### B-②グリーン購入及び庁舎の省エネルギーの推進

施策番号：B-②	担当課：環境課、 財政課	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> グリーン購入調達方針に基づく、製造過程・廃棄段階で環境への負荷が少ない物品の購入・使用に努めます。 また、LEDなどの高効率照明への切り替え、照明の間引き、消灯の励行によって庁舎の節電に努めるとともに、車両のエコドライブを推奨することでエネルギーの節減にも取り組みます。 特に、電力使用が多い夏季・冬季については、冷暖房の温度設定の徹底（夏季28℃、冬季20℃）、クールビズ・ウォームビズの取り組みや、給湯器の停止（夏季）、緑のカーテンの設置など積極的な節電対策に取り組みます。		



■市役所に設置した太陽光パネル

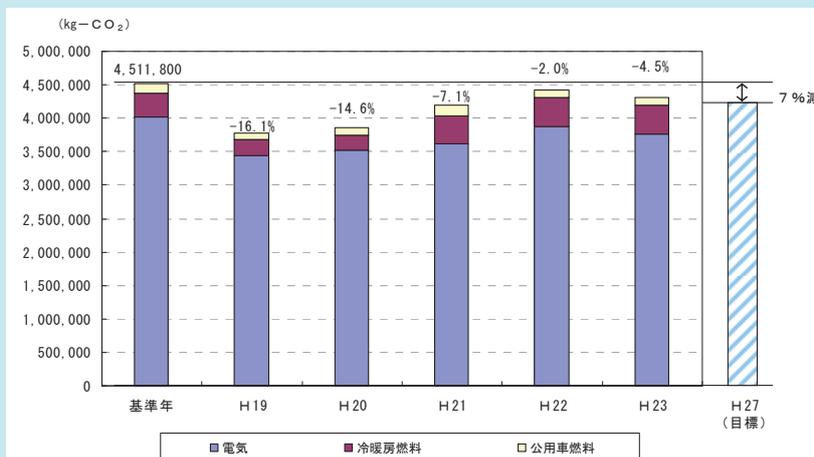


■福岡県環境家計簿

### <古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進>

古賀市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しており、平成27年度末までに温室効果ガスの総排出量を対平成11年度比で7%削減することを目標に市役所庁舎や出先機関において地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

平成23年度末時点では温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は、対平成11年度比（基準年比）で-4.5%に留まりましたが、空調機等の省エネの徹底などを行い、削減目標の達成に向けて今後も取り組みを推進していきます。



■古賀市公共施設における二酸化炭素排出量の推移

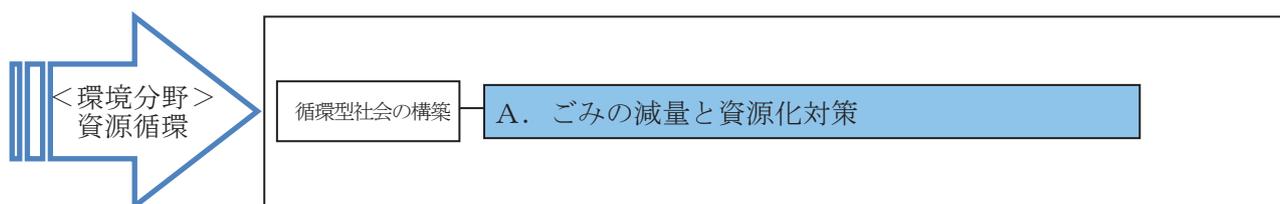
### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考 (指標設定の考え方)
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	増加(平成35年度)	現況は平成24年度実績
グリーン購入の調達率	88%	100%(平成35年度)	現況は平成24年度各項目の平均値を採用
古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の削減割合	4,511(t-CO <sub>2</sub> ) 100%(平成11年度)	4,195(t-CO <sub>2</sub> ) -7%(平成35年度)	古賀市地球温暖化防止率先行動計画より

※「B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」は市の取り組みに限定されるため、他の主体の役割は省略する。

(5) 環境目標 “「循環」型社会の構築”

ーごみの減量、資源の循環を進め、循環型のまちをめざしますー



A. ごみ対策

<取り組みの方向性>

「A. ごみの減量と資源化対策」では、循環型社会形成推進基本法に示された3Rの優先順位を基に、関連する施策を計画的に推進し持続可能な「循環型社会の形成」をめざします。

「家庭系ごみ」の分野では、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。

「事業系ごみ」の分野では、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。

<基本的な取り組み>

★A-①生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）

施策番号：A-①	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>まつり古賀などのイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。</p> <p>生ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を実施し、調査の結果を基に、生ごみ処理機器を活用した取り組みの課題を整理し、今後の啓発などに反映させます。</p>		

A-②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）

施策番号：A-②	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。</p> <p>最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集ができる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。</p>		

### A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

施策番号：A-③	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>実態把握調査の結果を踏まえ、事業者を訪問し、製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行い、事業者への取り組みを促します。</p> <p>事業者の適正処理・減量・資源化の関心を高めるため、取り組みを促すパンフレットを作成します。</p> <p>「3Rの見える化ツール」を活用し、環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・HPなどに掲載し、事業者へ3Rの取り組みを促します。</p> <p>事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、広報・HPなどにより啓発に反映させます。</p> <p>環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取り組みができる情報提供を行います。</p>		

### A-④資源化率向上のための取り組み（事業系ごみ）

施策番号：A-④	担当課：環境課 (ごみ対策係)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。</p> <p>事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。</p>		

#### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
1人1日あたりのごみ排出量（g）	784 g	665 g（平成35年度）	現況は平成24年度実績
資源化率（%）	17.4%	26.0%（平成35年度）	現況は平成24年度実績

#### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

##### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

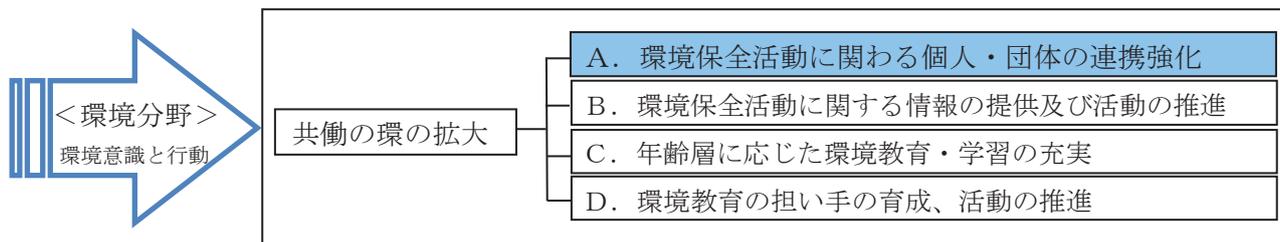
- ・市が情報発信する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の理解に努めます。
- ・「家庭系ごみ」に関し、リデュース（発生するごみをできるだけ減らす）、リユース（できるだけ繰り返し使う）、リサイクル（資源としてリサイクルする）を意識し、ごみの減量と資源化に協力します。

##### 事業者

- ・市が情報発信する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の理解に努めます。
- ・事業系ごみに関し、リデュース（発生するごみをできるだけ減らす）、リユース（できるだけ繰り返し使う）、リサイクル（資源としてリサイクルする）の優先順位を意識し、ごみの減量と資源化に協力します。

(6) 環境目標 “「参加」の輪の拡大”

—自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちをめざします—



A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化

<取り組みの方向性>

「A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化」では、市・ぐりんぐりん古賀をはじめ様々な個人・団体の共働で環境教育・生物多様性などの環境保全活動の推進を図ります。また、ぐりんぐりん古賀を中心に、事業者や教育機関などとネットワークの強化に取り組み、各種イベントや広報やホームページにより会員数の増加をめざします。

<基本的な取り組み>

★A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

施策番号：A-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。</p>		

A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

施策番号：A-②	担当課：環境課、生涯学習推進課 (つながりひろば)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」を中心として、A-①の活動に伴い、個人・団体の集いの場である「つながりひろば」などを活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。また、まつり古賀など各種行事やホームページなどで積極的に広報活動を行い、参加の輪を広げることで、会員数の増加を目指します。</p>		



■まつり古賀での啓発活動



■毎月開催の例会



■環境体験講座



■視察研修会

<指標と数値目標>

指 標	現 況	目 標	備考（指標設定の考え方）
ぐりんぐりん古賀 （古賀市環境市民会議） 個人会員・団体会員数	個人会員：36名	100名（平成35年度）	現況は平成24年度実績。目標は第4次マスタープランの値を採用。
	団体会員：21団体	50団体（平成35年度）	

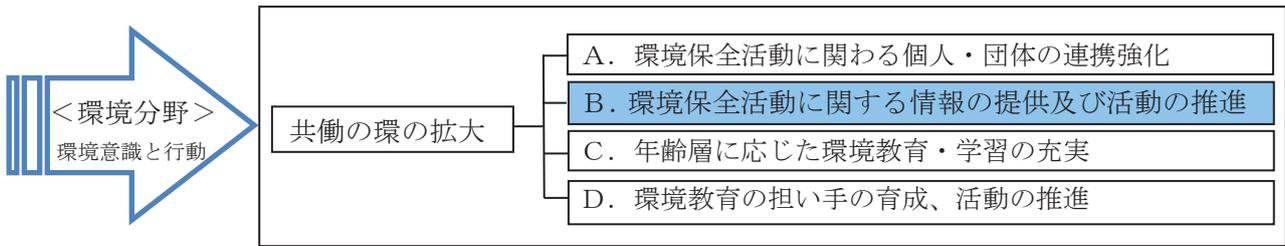
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・各種ボランティア活動へ参加するとともに、共働きのネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」と協力して、環境保全活動を推進していきます。
- ・「ぐりんぐりん古賀」をはじめとする環境分野の団体だけでなく、学校など異なる主体にも積極的に働きかけていきます。

**事業者**

- ・古賀市で環境保全に取り組む団体などに対して支援を行います。
- ・「ぐりんぐりん古賀」などの団体と連携・協力して環境保全活動を推進していきます。



B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進

<取り組みの方向性>

「B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進」では、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」を活用して、情報発信の強化に取り組みます。また、道路環境美化などの市民参加による市内一斉清掃や、アダプトプログラムでは事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しており、団体独自の事業だけでなく、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。

<基本的な取り組み>

B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

施策番号：B-①	担当課：環境課、生涯学習推進課(つながりひろば)	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。また、交流活動などへの積極的な参加を促すことで、他分野の団体との情報共有を図ります。</p>		

B-②市内の美化活動の推進

施策番号：B-②	担当課：環境課、生涯学習推進課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>道路環境美化、古賀市環境美化行動の日の活動では市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、アダプトプログラムでは、古賀市の事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しています。また、「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体・企業・行政などが実行委員会を形成して、海岸の一斉清掃に取り組むことで、美観の形成を図っています。</p> <p>一方、地域コミュニティやボランティア団体も河川や松原など、独自で清掃活動に取り組んでいることから、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。</p>		



■企業などが取り組む「アダプトプログラム」



■古賀海岸周辺の一斉清掃  
「ラブアース・クリーンアップ」



■市民活動支援センター「つながりひろば」



■情報交換・交流の場づくり「つながりカフェ」

<指標と数値目標>

成果指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境保全活動に関する実行度	55%(平成24年度)	70%(平成35年度)	市民アンケート調査の回答率を採用
古賀市の美化活動に対する参加の意向	40%(平成24年度)	76%(平成35年度)	
アダプトプログラム登録数	34団体	50団体(平成35年度)	現況は平成24年度実績。目標は第4次マスタープランの値を採用

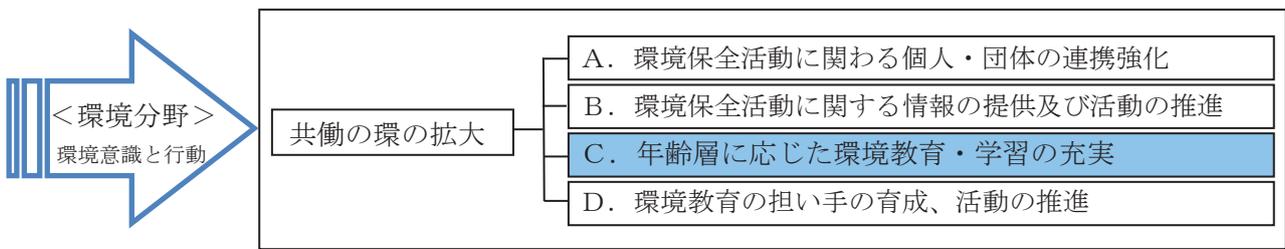
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

**市民（市民、地域組織、市民活動団体）**

- ・河川清掃や美化活動に参加・協力します。
- ・SNSなどを活用した情報の積極的な発信や収集に努めます。

**事業者**

- ・ホームページや広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- ・アダプトプログラムなど従業員の様々な環境保全活動への参加・協力を奨励します。
- ・環境関連イベントへの参加・協力や、CSR活動を拡大していきます。



### C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

#### <取り組みの方向性>

「C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実」として、小学生から大人までの幅広い年齢層に応じたプログラムを作成し、環境教育・環境学習の推進を図ります。

#### <基本的な取り組み>

##### ★C-①環境教育プログラムの作成と活用

施策番号：C-①	担当課：環境課、学校教育課、各教育機関	実施時期：前期～後期
<b>施策内容</b> 市・ぐりんぐりん古賀・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。 一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。		

##### C-②事業者向け環境教育の充実

施策番号：C-②	担当課：環境課	実施時期：後期
<b>施策内容</b> C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21などの各種認証制度に基づく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。 また、環境教育などの取り組みを率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。		



■千鳥ヶ池での環境教育



■事業者向け省エネセミナー

### <ESDの視点を取り入れた環境教育プログラムの推進>

ESDとは、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」の略称で、一人ひとりが自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、さまざまな分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のことです。地球環境問題などさまざまな世界的課題の解決のためには人づくりが重要です。国では、6つの社会づくりの構成概念と学習指導で重視すべき7つの能力・態度をESDで必要とされる視点として示しています。

<ESDで大切な視点>

- 6つの持続可能な社会づくりの構成概念  
：多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性
- 7つの能力・態度  
：批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する態度、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度

本市においてもこれらの視点を踏まえた環境教育プログラムの推進に努めます。

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境教育プログラム実施数	0回	30回/年 (平成35年度)	
環境教育を実施する事業者数の割合	53%(平成24年度)	66% (平成35年度)	事業者アンケートの数値を採用

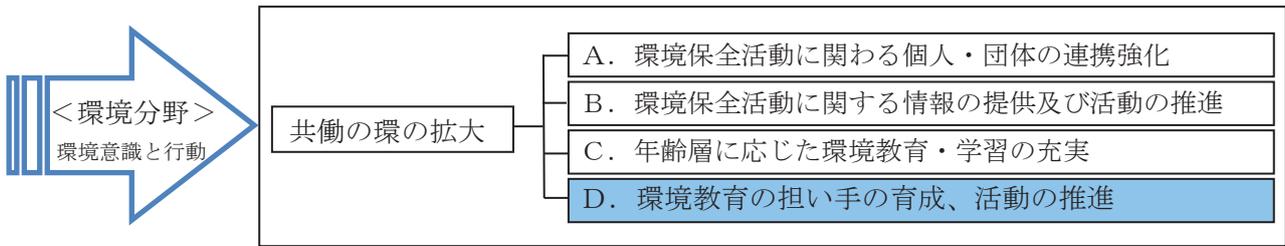
### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・家族で「環境」について話し合い、環境に配慮したライフスタイルへの改善に努めます。
- ・学習会や講習会などに参加することで、環境に対する意識を高めます。

#### 事業者

- ・従業員に対する社員教育、研修などを実施し、環境意識の向上を図ります。
- ・講習会やセミナーなどの催しへ参加・協力します。



D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進

<取り組みの方向性>

「D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進」として、環境教育を実践するための人材育成や、自然環境や生活環境などの様々な分野における、環境教育に関する活動を推進します。

特に環境教育の実施に当たっては、市とぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）及び教育機関が相互に連携・協力を図りながら推進していくものとします。

<基本的な取り組み>

★D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施策番号：D-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。</p>		

D-②環境保全に関する交流の場づくり

施策番号：D-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。</p>		



■ 2次計画策定の市民ワークショップ



■ 環境市民講座「水辺の楽校」

### <ワークショップの活用・支援>

“ワークショップ”とは学びや創造、問題解決やトレーニングの手法の一つです。住民が中心となって地域の課題を解決しようとする場合にワークショップの手法がよく用いられます。地域のさまざまな立場の人が自ら参加して地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたりする場合に用いられ、参加者が自発的に作業や発言が行える環境が整った場でファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に作業を行うのが一般的です。

環境基本計画の改訂作業においても市民のニーズを踏まえた分かりやすく身近な計画づくりのため、公募市民22名によるワークショップを5回にわたって開催しました。環境課題、めざすべき環境像など、計画のさまざまな部分にワークショップの成果が活かされています。

今後もワークショップによる市民参加の機会を施策として検討していきます。

### <指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考（指標設定の考え方）
環境カウンセラーの登録数	0人	30人(平成35年度)	—
環境保全に関する交流の回数	0回/年	4回/年(平成35年度)	—

### <目標達成に向けた取り組みの具体例>

#### 市民（市民、地域組織、市民活動団体）

- ・環境に関する出前講座や古賀市版「環境カウンセラー」による人材派遣を積極的に活用します。
- ・ワークショップに参加し、市やボランティア団体などと共働で環境施策について検討していきます。

#### 事業者

- ・従業員に対して「環境カウンセラー」への登録を奨励するとともに、学校の環境教育や環境学習の場に講師を派遣します。
- ・工場見学など既存施設を活かした環境教育・環境学習を推進するだけでなく、ワークショップを通して企業目線の意見を提言していきます。